

所得税確定申告・町県民税申告の対象者

問 税務課 税務係 ☎ 0967-62-1123

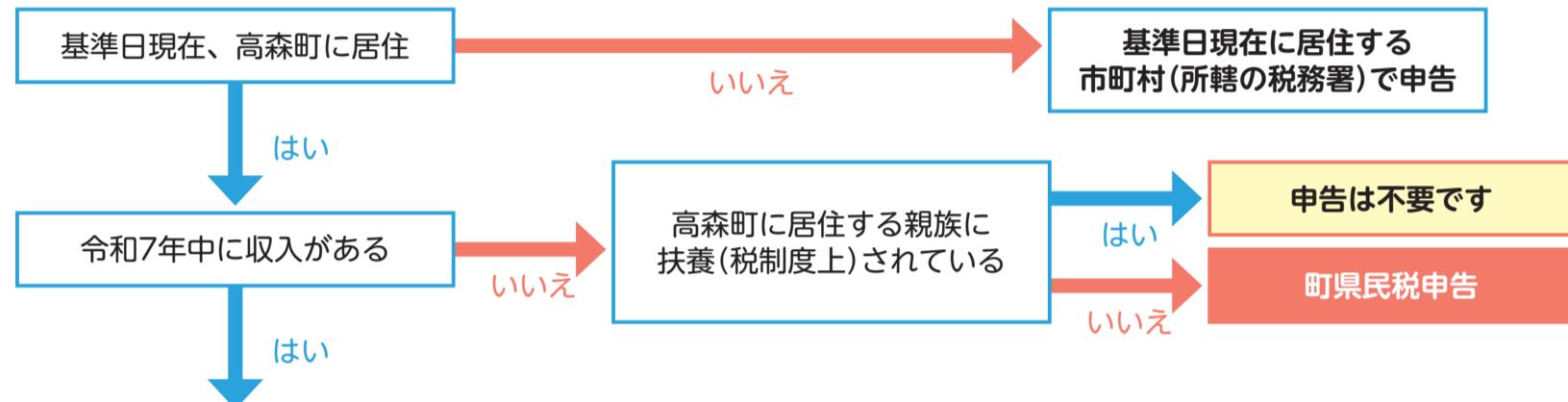
所得税の確定申告や町県民税申告は、令和8年度の町県民税や国民健康保険税などの算定の基準となります。

申告がない場合、国民健康保険税の軽減や所得証明の発行などができません。次のフロー図を参考に申告の対象者かどうかを判定し、申告の対象者は3月16日(月)までに申告を行ってください。

確定申告は、スマートフォンやパソコンで申告できる電子申告「eTax(イータックス)」がおすすめです。

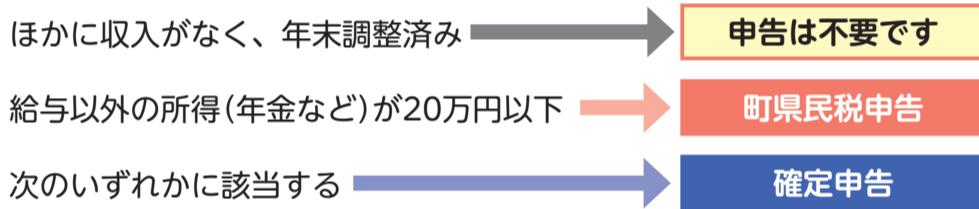
確定申告の様式は税務課・申告会場の窓口や、国税庁のホームページからダウンロードして取得できます。

1. 町県民税の課税基準日(令和8年1月1日)による判定



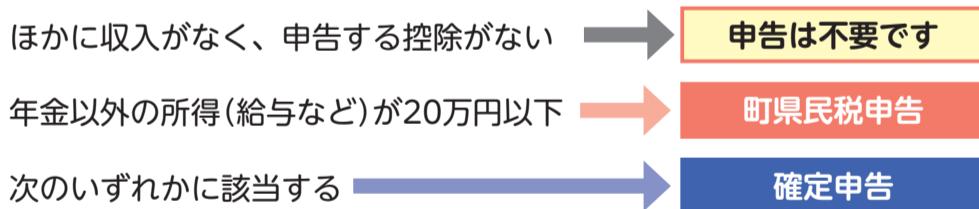
2. 収入の種類による判定

(1)給与収入がある



給与以外の所得(年金など)が20万円を超える、給与収入額が2000万円を超える、2か所以上から給与収入がある、退職して年末調整を行っていない、医療費控除など年末調整の内容から追加・変更がある

(2)年金収入がある



年金以外の所得(給与など)が20万円を超える、年金収入額が400万円を超える、医療費控除などを追加する

(3)遺族年金や障害者年金など非課税の収入がある

高森町に居住する親族に扶養(税制度上)されている場合は申告不要ですが、それ以外の場合は**町県民税申告**が必要です。

所得税・住民税の申告会場の見直しについて

問 税務課 税務係 ☎ 0967-62-1123

例年2月から3月にかけて行っている所得税確定申告・住民税申告の会場について、出張所業務の郵便局への委託に伴い、これまで朋遊館で行っていた野尻地区(大字津留・野尻・尾下・河原)の申告会場を、高森総合センター・草部総合センターへ見直すこととなりましたのでお知らせします。

具体的な日程につきましては、1月下旬に配布する案内チラシや高森町ホームページでご案内しますので、ご確認をお願いします。